



平成31年度保育施設利用申込案内



■保育施設とは

保護者の就労または疾病等により、日中家庭で保育することができない乳児及び幼児を、保護者に代わって保育を行う児童福祉法に基づいた児童福祉施設で、保育所（園）、認定こども園、地域型保育施設があります。入所後であっても、児童を保育できるようになれば退所することとなります。

■利用資格要件

- ・鏡石町内に住所を有する方（利用日までに鏡石町に住民登録が可能な方を含む。）
- ・保護者が下記の理由で、児童の保育ができない家庭。（※祖父母等同居の親族の方が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整される場合があります。）

基準	説明
1 家庭外労働	家庭の外で仕事をするにより、その児童の保育ができない場合。
2 家庭内労働	家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするにより、その児童の保育ができない場合。
3 母親の出産等	親が出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがあることにより、その児童の保育ができない場合。
4 病人の看護等	児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいがある親族の看護にあたることにより、その児童の保育ができない場合。
5 家庭の災害	火災、風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。
6 求職活動	求職活動を行っているため児童の保育ができない場合。※3ヶ月間 （※定められた期間内に就労証明書などを提出できれば期間延長可能）
7 就学	就学のため、その児童の保育ができない場合。
8 その他	前各号に類する状態にあること。

※注意

- 同住所の場合や世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。2世帯同居や、同一敷地内に2棟での住居の場合は、別途書類の提出が必要になりますので、申し出てください。
- 「下の子の保育に手がかかる」、「集団生活に慣れさせたい」などの理由は利用対象にはなりません。
- 「求職中」を理由として保育施設を利用する方は、保育期間満了月の15日までに就労証明書等を提出できない場合「退所」となる場合があります。
- 児童の心身に障がいがあると思われる場合、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込の際などに必ずお申し出ください。

■利用の手続き

1 平成31年4月1日入所児童の募集について

① 申込先 町福祉こども課

※継続の方は各保育所（園）で申請書類を配布します。

② 申込期間 平成30年10月15日（月）～11月2日（金）

※期間内に提出していただかないと4月からの入所ができない場合があります。

※提出書類に不備がある場合、書類を受理できない場合があります。

③ 提出書類

(1) 保育所入所申込書

(2) 支給認定申請書（継続入所の場合、支給認定証の写し）

(3) 家庭状況調査書（継続入所の場合、不要）

(4) 就労証明書など保育を必要とすることを証明する書類

※同一世帯から2人以上の児童が同時に入所申込みの場合、(1) 保育所入所申込書、(2) 支給認定申請書については、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。家庭状況調査書は、1枚にまとめて複数の児童の記入が可能です。（※2人目以降の児童の添付書類（就労証明等）についてはコピー可。）

※入所希望者が多数の場合、家庭の状況等を考慮したうえで第2・3希望の保育施設を利用していただくことがあります。（第1希望のみの場合は、第2・3希望には記入しないでください）



2 年度途中の利用申込受付

・町福祉こども課にて随時受付をしております。（原則利用希望をする前々月末までに申込して下さい。）

（例）6月から利用希望の場合・・・

4月末までに申請書を提出してください。5月に提出されますと、7月からの利用となります。

※定員に空きが無い場合は、利用できないことがあります。

申込後、キャンセルや電話番号、住所、世帯状況の変更があったときは必ずご連絡ください。

保育を必要とすることを証明する書類

入所申込児童の同居の両親・祖父母について下記の表により提出してください。

	提出書類
就職している人	就労証明書
内職をしている人	内職を受けている先の証明（就労証明書）
自営業に従事している人	「民生委員」による証明書（お住まいの地域の民生委員に証明してもらってください。）
農業に従事している人	「農業委員会」の耕作証明書
出産前後の人	母子健康手帳（出産予定日が確認できるもの）
病気や障がいのある人	診断書・身体障害者手帳
病人等を常時看護する人	診断書・身体障害者手帳
就学している人	在学を証明する書類
求職中の人	ハローワークの登録カード 等 （3ヶ月以内に就労証明書の提出）

※その他入所理由によっては、別途書類が必要になる場合があります。

※鏡石町に今後転入予定の方の申込も状況により受付可能です。但し、特別な事情等がなく、転入ができない場合には入所が取り消しとなる場合があります。

入園や入所の手続きの際に

「施設型給付費・地域型保育給付費」に関する 支給認定申請書の手続きが必要です。

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や認可保育所等を利用される際に、利用者負担額（これまでの授業料や保育料）や保育の必要性などを判断させていただくため、「施設型給付費及び地域型保育給付費等に関する支給認定申請書（以下、支給認定申請書）」を提出していただく必要があります。

平成31年度に新たに幼稚園や認可保育所等の利用を希望されている方は、以下の内容をよくお読みいただき、所定の窓口へ入園や入所の申込書と一緒に支給認定申請書を提出してください。

なお、支給認定申請書を提出していただいた方には、後ほど「支給認定証」を交付させていただきます。

※支給認定区分

対象	認定区分	利用可能な施設・事業
満3歳児以上 教育のみ	教育標準時間認定（1号）	認定こども園、幼稚園
満3歳以上 保育が必用	保育認定（2号）：標準時間※	認定こども園、保育所
	保育認定（2号）：短時間※	
満3歳未満 保育が必用	保育認定（3号）：標準時間※	認定こども園、保育所、地域型 保育事業（小規模保育事業等）
	保育認定（3号）：短時間※	

※保護者の労働時間等により、1日当たりの保育を利用できる時間が以下のとおり区分されます。

区分	保育利用可能時間	保護者の労働時間
保育標準時間	11時間	月120時間以上
保育短時間	8時間	月48時間以上120時間未満

※保育認定（2号・3号認定）にあたっては、保育を必要とする状態にあることが必要です。

※月120時間未満の労働時間の場合でも、通勤距離が長い等特別な事情が認められれば、状況により保育標準時間認定を受けることができる場合があります。（別途届出が必要となります）

※祖父母等同居の親族の方が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

■保育料について

子ども・子育て支援新制度に基づき、保護者に負担していただく利用者負担額（保育料）は、保護者の市町村民税課税状況で算定することとなります。利用者負担額は4月～8月までは平成30年度の市町村民税、9月～3月までは平成31年度の市町村民税により算定となります。保育料の支払いは原則口座振替となります。

平成31年度の利用者負担額は下表のとおりです。

※利用者負担額は制度の改正により変更となる場合があります。

新制度での階層基準		2号認定 (3-5歳児)		3号認定 (0-2歳児)	
		通常保育	短時間 保育	通常保育	短時間 保育
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円
第3階層1	市町村民税課税世帯(所得割非課税世帯)	7,000円	6,800円	10,000円	9,800円
第3階層2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	9,000円	8,800円	12,000円	11,600円
第4階層1	市町村民税所得割課税額48,600 円以上59,000円未満	12,000円	11,600円	15,000円	14,600円
第4階層2	市町村民税所得割課税額59,000 円以上79,000円未満	16,000円	15,600円	19,000円	18,600円
第4階層3	市町村民税所得割課税額79,000 円以上97,000円未満	21,000円	20,600円	24,000円	23,400円
第5階層1	市町村民税所得割課税額97,000 円以上115,000円未満	24,000円	23,400円	27,000円	26,400円
第5階層2	市町村民税所得割課税額115,000 円以上133,000円未満	28,000円	27,400円	31,000円	30,400円
第5階層3	市町村民税所得割課税額133,000 円以上169,000円未満	29,000円	28,400円	32,000円	31,400円
第6階層	市町村民税所得割課税額169,000 円以上301,000円未満	30,000円	29,400円	33,000円	32,400円
第7階層	市町村民税所得割課税額301,000 円以上	30,000円	29,400円	33,000円	32,400円

※上記の保育料のほかに、園により給食費や送迎バス利用代などの実費徴収や上乗せ徴収費がかかることがあります。

※同一世帯から2人以上が、入園する場合は、2人目は上表保育料の半額、3人目は無料となります。

※「通常保育」は最長11時間、「短時間保育」は最長8時間の間で保育園をご利用できます。

※その他世帯の状況により減免措置を受けることができる場合があります。

●祖父母と同居している場合

父母の市町村民税を基に利用者負担額を決定しますが、保育所を利用している児童が父母のほか、祖父母と同居（世帯分離を含む）している世帯において、以下の基準に該当する場合は、祖父母の内課税額が高い方の市町村民税額も含めて保育料を算定します。

(1) 父母の両方が市町村民税非課税の場合 (2) その他町長が必要と認めた場合



■申込書の記入について

保育所入所申込書は、申込書裏面の「記入上の注意」にしたがって記入してください。

(第1号様式)

保 育 所 入 所 申 込 書

申込年月日、保護者住所氏名等を記入、及び押印

平成 年 月 日
保護者 住 所
氏 名
電話番号
印

入所希望の保育所名を記入
第2、3希望を記入されない場合は、第1希望の保育所のみでの選考となります

児童の氏名、生年月日等の記入

申込書裏面の「入所できる基準」の番号と、具体的な理由を記入

平成31年4月1日から、平成32年3月31日の日付を記入。

生 年 月 日	平成 年 月 日 生	才 男・女
入 所 を 希 望 す る	第1希望 (希望理由)	第2希望 (希望理由)
保育の実施を必要とする理由	両親等 ()	
間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	

○ 入所児童の家庭の状況

区分	(ふりがな) 氏名	入所児童との続柄	生年月日	性別	職業 学校名等	※課税の有無			備考
						前年度分市町村民税	前年分所得税	前年度分固定資産税	
						円	円	円	
の世帯員				男・女					
				男・女					
				男・女					
生活保護の状況		適用なし 適用あり (平成 年 月 日保護開始)							

申込児童本人以外の家族の状況について記入。兄弟姉妹については学校名等も記入。
※兄弟姉妹が保育(教育)施設に入所(園)している場合、必ず施設名を記入。

生活保護の状況は該当するものを○で囲む

※市町村記載欄	入所承諾状況	要・否(理由)	保育の実施期間	保育の実施基準の番号
		平成 年 月 日承諾	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	両親等 ()、()
			入所保育所	
			備 考	

- 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- 字は楷書ではっきりと書いて下さい。※印の欄には記入する必要がありません。

■町内の認可保育施設について

認定こども園ぶどうの木

※募集定員は年齢により異なります。

1. 住 所 〒969-0401 鏡石町前山72番地
2. 電 話 (0248) 92-3213 FAX 62-2346
3. 設置主体 学校法人 栄光学園
4. 開設年月日 平成20年4月1日
5. 開所時間 7時15分～18時15分
6. (平日) 延長保育18時15分～18時45分 (利用料別途徴収)
7. 入所対象年齢 生後9週から就学前まで

学校法人鏡石学園 岡ノ内保育園

※募集定員は年齢により異なります。

1. 住 所 〒969-0401 鏡石町岡ノ内556番地
2. 電 話 (0248) 62-7068 FAX 62-7310
3. 設置主体 学校法人 鏡石学園
4. 開設年月日 平成26年4月1日
5. 開所時間 7時20分～18時15分
6. (平日) 延長保育18時15分～18時45分
7. 入所対象年齢 生後7ヶ月から満3歳年度末

社会福祉法人 鏡石保育所

※募集定員は年齢により異なります。

1. 住 所 〒969-0401 鏡石町本町43番地6
2. 電話・FAX 0248-62-2513
3. 設置主体 鏡石町社会福祉協議会
4. 開設年月日 昭和43年11月23日
5. 開所時間 7時30分～18時30分
6. (平日・土曜日) 延長保育18時30分～19時 (利用料別途徴収)
7. 入所対象年齢 生後6ヶ月から就学前まで